

改正後	改正前
<p>第1 施行規則第6条の2の2第2項の調査及び検査並びに第6条の2の3第1項の点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準のうち、遊戯施設に係るものは、別表(イ)欄に掲げる検査項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる検査事項(法第88条第1項において準用する法第12条第2項又は第4項の規定による点検を要する遊戯施設にあつては、損傷、腐食その他の劣化の状況に係るものに限る。)について、同表(ハ)欄に掲げる検査方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。</p> <p>2 特定行政庁は、前項に規定する定期検査等の項目、事項、方法及び結果の判定基準について、規則で、必要なものを付加することができる。</p> <p>3 法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項による認定を受けた構造方法を用いた遊戯施設に係る定期検査等については、当該認定に当たって検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準(以下この項において「認定検査項目等」という。)が定められている場合においては、前2項の規定にかかわらず、当該認定検査項目等によるものとする。</p> <p>第2 施行規則第6条の2の2第3項の国土交通大臣が定める検査結果表のうち、遊戯施設に係るものは、別記に示すとおりとする。</p> <p>別記(A4)</p> <p style="text-align: center;">検査結果表 (遊戯施設) (略)</p> <p>(注意) ①～⑳ (略) ㉑ 11「上記以外の検査項目」欄は、第1第2項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第3項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑥から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。 ㉒・㉓ (略)</p>	<p>第1 定期検査等は、施行規則第6条の2の2第2項及び第6条の2の3第1項の規定に基づき、遊戯施設について、別表(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項(ただし、法第88条第1項において準用する法第12条第2項及び第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。)ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合(定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた遊戯施設に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。</p> <p>第2 遊戯施設の検査結果表は、施行規則第6条の2の2第3項の規定に基づき、別記に示すとおりとする。</p> <p>別記(A4)</p> <p style="text-align: center;">検査結果表 (遊戯施設) (略)</p> <p>(注意) ①～⑳ (略) ㉑ 11「上記以外の検査項目」には、第1第1項ただし書により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑦から⑩に準じて検査結果等を記入してください。 ㉒・㉓ (略)</p>

附 則  
この告示は、令和7年7月1日から施行する。